



発行 新潟県

号外 1

令和3年3月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

267 知事指定薬物の指定(医務薬事課)

告 示

◎新潟県告示第267号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名: ADB-BUTINACA) 及びその塩類
- (2) 1- [1- (3-フルオロフェニル) シクロヘキシル] ピペリジン(通称名: 3F-PCP、3-Fluoro-PCP) 及びその塩類
- (3) 3- {2- [エチル(プロピル) アミノ] エチル} -1H-インドール-4-イル=アセテート(通称名: 4-AcO-EPT) 及びその塩類
- (4) エチル= (R) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(R) -ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(S) -ピペリジン-2-イル] アセテート(通称名: threo-4-Fluoroethylphenidate) 及びそれらの塩類
- (5) エチル= (R) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(S) -ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(R) -ピペリジン-2-イル] アセテート(通称名: erythro-4-Fluoroethylphenidate) 及びそれらの塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和3年3月16日